

【単体(指名、一般共通)】建設工事の契約書作成にかかる書類

① 工事請負契約書 (かがみ)

契約書 (かがみ) を作成、約款・設計図書等と共に製本し、2部提出してください。(※契約書につきましては、最後に図面袋を付けて製本してください。)

② 建設工事標準請負契約約款 (部分払用)

通常の土木・建築等建設工事の契約約款です。部分払の「あり・なし」にかかわらず、「**中間前金払対象工事以外の工事**」の契約書に使用します。契約書に使用する際には、両面印刷をして添付してください。

③ 建設工事標準請負契約約款 (中間前金払用)

入札公告の支払条件及び指名通知書で「中間前金払・部分払に該当」し、契約の際に「**中間前金払**」を選択した場合の土木・建築等の契約約款です。

入札公告の支払条件及び指名通知書で中間前金払・部分払に該当し、契約の際に中間前金払を選択した場合は、こちらの約款を両面印刷して契約書に添付してください。

中間前金払対象工事 請負金額が 1,000 万円以上で、工期が 100 日以上の工事

④ 工程表

契約書とは別に契約時に提出していただく書類です。

工事の種類によって、適宜補正して作成し、契約書には綴らずに提出してください。(作成日は契約日)

⑤ 現場代理人及び技術者通知書

契約書とは別に契約時に提出していただく書類です。契約書に綴らず、技術者の履歴書と併せて提出してください。(作成日は契約日)

⑥ 履歴書

技術者の履歴書です。独自の履歴書がない場合は、こちらをご利用ください。

⑦ 建設リサイクル法に基づく書面

建設リサイクル法に該当する工事のみ、契約書とは別に契約時に提出していただく書類です。下記分類ごとに様式が分かれていますので、該当するものを提出してください。

- ・建築物に係る新築工事など
- ・建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等 (土木工事等)
- ・建築物に係る解体工事

⑧ 中間前金払・部分払の選択（様式第1号）

工事1件の請負金額が1,000万円以上で、工期が100日以上が対象になっている場合に提出していただく書類です。中間前金払か部分払のどちらかを選択して提出してください。

⑨ 実務経験経歴書

免許・資格等を取得していない方が、実務経験により主任技術者を届け出る場合に、提出してください。

⑩ 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯に係る契約書添付書類

工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯について設定する場合に契約書に添付する書類です。特記仕様書等に定めがなく、発注者と協議して設定する場合に使用します。

● 中間前金払制度関連書類

(1) 中間前金払制度について

中間前金払制度についての説明です。

(2) 中間前金払フロー

中間前金払を選択した際の流れです。

(3) 中間前金払認定請求書（様式第2号）

中間前金払を請求する際に、提出していただく書類です。認定請求書に工事履行報告書・写真を添えて工事担当課へ提出してください。

(4) 工事履行報告書

中間前金払を請求する際に、提出していただく書類です。認定請求書・写真と一緒に工事担当課へ提出してください。

(5) 中間前払金請求書

中間前払金を請求する際に、提出していただく書類です。

● 請求書

(1) 契約保証金還付請求書

契約保証金を現金で納めた場合に提出していただく書類です。完成検査終了後、提出してください。

(2) 前払金請求書

前払金を請求する際に、提出していただく書類です。